

会 議 録

- 1 会議の名称 令和5年 第5回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和5年7月26日（水）午前10時30分から午前11時00分
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 森下洋一、松下陽子、八木洋子、山本正和
教育長 山下斉
 - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 平松敏浩
教育総務課教育総務室長兼管理主事 松本治樹
教育総務課教育総務室指導主事 守谷洋紀
 - (3) その他 なし
- 5 議 題 議案第33号 川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択について
議案第34号 川根本町立義務教育学校設置条例について
- 6 会議資料の名称 議案第33号・第34号
- 7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、出席した森下洋一委員、松下陽子委員、八木洋子委員、山本正和委員の承認を求めます。

前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、令和5年第5回の教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【議 事】

教育長 ただ今の出席者は5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、令和5年第5回川根本町教育委員会は成立いたしますので、これより会議を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

教育長 会議の公開及び会議録の公表についてお諮りします。

本教育委員会議における、議案第33号 川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択については、他市町の採択に係る意思形成に支障があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。ただし、会議録等につきましては、県からの指示により、公表時期を、令和5年9月1日以降の公表としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、議案第33号 川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択については、非公開といたします。

なお、会議録等につきましては、議案第20号及び議案第21号について、令和5年9月1日以降の公表とすることで、ご承知願います。

教育長 それでは、議事に入ります。議案第33号「川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第33号 川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択についてを説明いたします。

学校教育法に定める小学校、中学校等の教科用図書の無償給付は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき行われています。

制度の概要は、

- ① 国は、児童、生徒の使用する教科用図書を購入し、無償で給付する。
(日本国憲法・第26条)
- ② 県教育委員会は、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施のため、市町村教育委員会の事務について、適切な指導、助言を行う。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・第13条第1項)
- ③ 県教育委員会は、教科用図書採択地区を設定する。
- ④ 採択地区が二以上の市町村の地域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律・第13条第4項及び第5項)
- ⑤ 同一教科用図書を採択する期間は、4年間と定められている。(義務教育

諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項）。
となっています。

つきましては、令和6年度から令和9年度までの4年間、小学校で使用する教科用図書の採択にあたり、牧之原市教育委員会、吉田町教育委員会、牧之原菊川市学校組合教育委員会及び川根本町教育委員会で、「榛原地区教科用図書採択連絡協議会」を設置し、教科用図書の採択に関する事務を共同で行い、採択案をまとめました。

それでは、採択案をお示ししますので、よろしくご審議願います。

(各委員に対し、採択案を提示)

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することで異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第33号 川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択については、原案のとおり採択することとします。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することで異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第33号 川根本町立小学校において使用する教科用図書の採択については、原案のとおり採択することとします。

教育長 次に、議案第34号 川根本町立義務教育設置条例の制定についてを議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第34号 川根本町立義務教育学校設置条例の制定については、今回の条例制定は学校再編計画により、令和6年4月1日から2つの義務教育学校が南部地区と北部地区にそれぞれ再編される予定となっており、令和6年4月1日から施行するための条例を制定するものです。

制定の内容は、第1条が条例制定の趣旨を（趣旨）学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条ただし書（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定

する義務教育学校を設置することを定め、2条関係では名称及び位置を定め、南部地域の名称を川根本町立三ツ星学園に定め、川根本町上長尾1000番地の位置と定め、北部地域の名称を川根本町立候補3つの学園に定め、川根本町千頭1236番地の6と定め、附則により現行の川根本町立学校設置条例は、令和6年3月31日をもって廃止することを定め、令和5年9月議会定例会に上程し、令和6年4月から運用できるよう条例制定を行うものです。

最初にこれまでの経過について説明します。

資料4を御覧ください。義務教育学校の校名決定までの流れを記述しています。

本年4月に募集要項を作成し、4月18日（火）、北地域、4月25日（火）南地域で、教育委員の皆様と学校運営協議会の皆様による校名検討合同会議を開催しました。この中で、北地域では、義務教育学校の校名募集を実施する、南地域では、三ツ星の名称を引継ぐこと、また三ツ星学園とすることを決定し、進めることとなりました。

北地域では、校名募集の公募を5月12日から約1ヶ月行いました。その結果、合計60名の方から43案集まりました。内訳は小学生11名、中学生18名、一般31名となっています。校名とその理由には、思いや願いが込められていて、とてもすてきな校名が多々ありました。一次選考では、教育委員の皆様4名、北地域学校運営協議会委員の皆様9名、合計13名の皆様をお願いをしました。スケジュールの関係で紙面での選定、協議としました。まず、応募のあった校名を委員が各自で選定していただきました。それが、資料2、二次選考の第一次候補です。選ばれたものはすべて、候補とし、その中から、要項7の選考基準に該当するものを残し、候補を15点に絞りました。票数で決定はしないことを募集要項で定めておりますが、参考に、8票の赤石学園、7票の智者の森学園、やまびこ学園となっています。また、それぞれに選定したコメントもまとめています。

（資料4）

本日は、この候補から、候補を絞っていただきます。

なお、一次選考をしていただいた折り、委員の皆様から次頁の意見（資料2裏面）をいただきました。

- ・新しい義務教育学校を創るという視点から、どんな学校を子どもたち自身の手で創っていくのかイメージできる名称にしてほしい
- ・子供達の意見を大事にして決めていただきたい等の意見をいただきました。これらを踏まえて協議をお願いしたいと思います。なお、千頭学園ですが、千頭と言う名前は特定の地区を示すため、要項7の基準により選定外とし14校を対象とします。また、奥大井の範囲ですが、はっきりとした規定はないととらえており、千頭より以北の地域をさすとします。

児童の意見ですが、選定された15校について本川根小学校の4～6年生、本川根中1・2年生の意見を聞き、資料5としてお渡ししています。

これらを参考にこのあとの協議で決定をしていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

（協議案）

児童・生徒の意見等については資料5に記載してあります。15の候補のうち、一次選考で票数の多かった6校については、対象の児童生徒全員がその学校のイメージについて考えて記述しています。その他の9校については、グループで選択した場合のみ記述しています。

協議では、一次選考で票数が上位の赤石学園、智者の森学園、やまびこ学園、奥大井学園、大井学園、光の森学園の6校と、その他の校名の中では、小学生・中学生の両方で支持を得た場合に校名をしばり、「輝石学園」（児童・生徒7名が支持）を加えた7校で協議をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

事務局 この複数の校名から3校程度に校名をしばっていきたい。

- ・資料から
- ・これからめざす義務教育学校のイメージ、目指す児童生徒像にあうものどんな学校を創っていくかイメージできる名称に子供達の意見を踏まえる
- ・児童・生徒、教職員、保護者、地域にわかりやすい名称
- ・票数では決定しない。

これらを基に

- 1 赤石学園
- 2 智者の森学園
- 3 光の森学園

それぞれ、学校名に込めた思いや1次選考・2次選考・児童生徒のイメージを考慮し上記3項に絞られる。今後、総合教育会議に諮り1校に絞っていきたい結論になる。

本日は、教育委員会協議会において候補の中からご協議いただいた結果、北地域は「3校を候補に」、南地域は「三ツ星学園」という校名を選出していただきました。教育委員会にて皆様のご意見をお伺いした中で正式に新しい校名として選出していただきたいと思います。

なお、この新しい校名については、この後開催します総合教育会議に諮り、9月議会において新しい校名にて条例の制定を提案したく審議をお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案に対する意見はありますか。

（「意見なし」の声あり）

教育長 意見なしと認めます。よって議案第 34 号 川根本町立義務教育学校設置条例の制定については、原案のとおり認定します。

 本日の日程は終了しました。以上をもちまして、令和 5 年第 5 回川根本町教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記に相違ないことを確認する。

教育長：山下 斉

委 員：森下洋一

委 員：松下陽子

委 員：八木洋子

委 員：山本正和

上記に相違ないことを確認する。

教育長